

# 運営規則

(入会金)

第1条 正会員、賛助会員の種類にかかわらず5,000円とする。

(入会審査基準)

第2条 定款第7条により会長が入会の承認を与えるときは、次に掲げる審査基準に従って副会長を含めて公正に審査を行った上で、承認を与えることとする。

## ①正会員

- イ 保険業法第276条の規定により登録された損害保険代理店の代表者であること。  
但し、保険会社、統括代理店（法人）と三者で代理店業務委託契約を締結し、統括代理店と共同して代理店業務を行う募集人1名の個人代理店（以下、「勤務型代理店等」という）を除く
- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 本会の名誉または信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款、規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

## ②一般会員

- イ 保険業法第302条により届出がなされた正会員が代表する損害保険代理店の役員、使用人並びに勤務型代理店等であること
- ロ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ハ 本会の名誉または信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款、規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

## ③賛助会員

- イ 本会の目的及び事業に賛同すること
- ロ 本会の事業を賛助または後援するものと認められること
- ハ 本会の名誉または信用を毀損するような実態がないこと
- ニ 本会の定款、規則等を遵守し、定められた義務を履行するとともに、秩序を乱す行為を行うことがないと認められること
- ホ 暴力団等の反社会的勢力でないこと

- 2 (入会の拒否) 会長が入会申し込みを否とするときは、本規則第2条第1項に定める審査基準のいずれによるものかを、明らかにしたうえで決定しなければならない。
  3. 会長は前項の決定をしたときは、当該入会希望者に対して前項で示された内容を付して、遅滞なく通知しなければならない。
  4. 会員の登録時における代表者名は、会員代理店の代理店主または当代理店主より委任を受けた同一代理店の代表者とする。
-

## (会 費)

第3条 会員の種類により次の年会費を負担する。

2. 正会員および一般会員は会員代理店の募集人の人数により定められた会費を負担する。し、一般会員については、埼玉代協の正会員が代表する代理店の役員、使用人並びに勤務型代理店である場合は、会費を免除される。
  - イ) 5名以内は24,000円
  - ロ) 5名超は29,000円
3. 賛助会員は20,000円を1口として整数口とする。
4. 期間途中入会の会費は別途定める会計規則により負担する。

## (会費の徴収)

第4条 年会費は5,000円の所要回数払い、又は一括払いで納付するものとする。端数が生じる場合は最終回で調整する。

2. 年会費とは別に個別事業参加のための費用を随時徴収することがある。

## (会費不払いによる退会)

第5条 年会費不払いで会員が自ら退会手続きをとらない場合は、次に定める手続きののち退会とする。

2. 当会が定める納付期限を過ぎ、事務局より書状による未納の連絡をしてから1ヶ月を経過しても納付されない。
3. さらに内容証明郵便にて催告してから1ヶ月を経過しても納付されない場合は、催告書送付の日にさかのぼって退会とみなす。
4. 上記後の直近に開催される理事会において、手続きの経過を報告し、退会の承認を得る。

## (権利の喪失)

第6条 会員が退会した時は、その理由を問わず、既納の会費その他拠出金等の返還請求する権利や本会に対する一切の権利を失う。

## (役員を選任方法)

第7条 各支部は県役員推薦枠を11名以上15名以内とする。

2. 各支部は推薦枠のうち所属会員数割りの理事候補を決め、理事候補以外を運営委員として選任する。理事候補は理事又は運営委員の経験者でなければならない。
3. 支部より推薦を受けた理事候補を理事会が精査し、必要な場合は追加して総会に推薦し、総会で選任する。
4. 理事会は正会員理事候補の中から会長予定者を、理事候補の中から副会長予定者を選出し、総会で選出する。
5. 総会後に初めて開催される理事会で会長・副会長を正式に選任する。副会長の順位を決め、専務理事は会長の意向を受けて理事会で選任する。
6. 会長が交代した場合、前任の会長である理事は、理事会の決議により直前会長の職に就くことができる。

(運営委員)

第8条 上記第7条2項で選出された運営委員、及び総会で選任された理事の総称を「運営委員」と呼び、運営委員会を構成する。

2. 運営委員は県主催の事業・委員会活動・支部活動を積極的に支える役割を担う。
3. 運営委員は県全体の運営については専務理事の指示により活動する。
4. 運営委員は支部では支部長のもと副支部長・会計等の役務を分担し支部活動を円滑遂行するよう努力する。
5. 運営委員は必ず常設の委員会に所属しなければならない。
6. 運営委員会は年1回以上の全体集会を開催する。

(常設の委員会)

第9条 組織委員会、教育委員会、広報委員会、企画環境委員会、社会貢献委員会を常設し、特別委員会は必要に応じて理事会の決議で設置する。

2. 理事及び運営委員は必ずいずれかの常設委員会の委員を兼務する。但し会長・副会長・専務理事・支部長は委員を免除する。
3. 各支部は各委員会に2名以上の委員を派遣しなければならない。そのほか会員であれば種類を問わず、会長の直接の委嘱を受けて委員に就任できる。
4. 委員会の役員選出は互選とし、委員長1名、副委員長若干名を置く。

(役員 の 補充)

第10条 理事と監事を除く役員の定員までの補充は、理事会で決議でき、その任期は残余の任期とする。

(総会 の 招集)

第11条 総会の招集は書面によって正会員及び賛助会員に行う。

2. 一般会員理事への招集は行うが、その他の一般会員の招集案内は省略する。

(総会 の 発言権 及び 議決権)

第12条 一般会員及び賛助会員は総会に出席できるが定足数に数えられず、発言権及び議決権はない。

2. 前項の規定にかかわらず、一般会員理事は総会に付議された事項の発言権のみ認める。

(支部)

第13条 支部には以下の役員を置く。

支部長、副支部長若干名、常設委員会の委員各2名以上。

(費用 弁済)

第14条 役員や委員会委員が担当の会議や催事に出席する場合は交通費の費用弁済を受けられる。会長・副会長がその役務により、所属支部以外の県内の会議や催事に出席する場合は、交通費や会費の費用弁済を受けられる。

(事業 への 参加)

第15条 特に制限を設けていない事業には正会員と一般会員は区別なく参加できる。賛助会員は招請があった事業にのみ参加できる。

(顕彰)

第16条 本会の発展や活動に特別に寄与された会員を総会において顕彰する。

(慶弔 規定)

第17条 慶弔規定細則について別紙とする。

2. 前項の規定にかかわらず、本会の活動に特別に貢献された方の逝去の場合は会長・副会長が協議の上相応の対応をとる。
-

(緊急対応)

第18条 定款及びこの規則に定めのない緊急に解決しなければならない事項は、会長が副会長の了承を得て対応し、直近に開催される理事会に報告しなければならない。

(確定数の基準日)

第19条 第3条、第7条の基準は該当年度の4月1日現在とする。

(運営規則の変更)

第20条 この運営規則は理事会において変更することができる。

2. 改定する議案は定款27条規定により事前に理事に通知しなければならない。

3. 理事会が本規則の変更を決議するときは、出席理事の3分の2以上をもって決する。

附 則

この規則は平成20年5月23日より即時に施行する。

運営規則（会費）第3条の正会員の年会費は平成21年度より徴収開始とする。

運営規則（慶弔規定）第17条1項を平成23年9月20日理事会より訂正施行する。

運営規則（役員を選任方法）第7条6項を平成26年3月18日理事会より施行する。

運営規則（入会審査基準）第2条、第3条を平成27年7月21日理事会より訂正施行する。

運営規則（会費の徴収）第4条1項を平成28年12月1日理事会より訂正施行する。

運営規則（常設の委員会）第9条を平成29年11月14日理事会より訂正施行する。

運営規則（確定数の基準日）第19条を2020年9月7日理事会より訂正施行する。